



大阪労働局発表
平成25年11月14日

担
当

大阪労働局需給調整事業部
電話 06-4790-6316
F A X 06-4790-6309

大阪労働局が80公共団体等との労働者派遣法令研修会を実施 == 「公共団体業務委託・請負適正化セミナー」を開催します ==

近年、地方自治体をはじめとする多くの公共団体等において、公共サービスの提供に民間事業者の創意工夫を活用するため、その業務の一部を民間企業等に委託する動きが広がっていますが、この民間委託に関し、いわゆる「偽装請負」に当たる違法な労働者派遣であるとして、都道府県労働局が公共団体等に是正を指導する例も見られるところです。公共団体等がこのような違法行為を行ってしまう原因の一つとして、労働者派遣事業の適性な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）等への理解が十分ではないことがあげられます。

大阪労働局（局長：中沖 剛）では、公共団体等と連携し、労働者派遣法令等の正しい知識と理解を深めることにより、民間事業者の創意工夫を生かした公共サービスが適正な労働者派遣や業務委託・請負の活動を通じて行われるよう、下記のとおり標記セミナーを開催します。

記

1 開催日時及び会場

開催日時	会場	所在地
平成25年11月21日（木） 午後2時～午後3時40分	大阪合同庁舎2号館 5階 共用C会議室	大阪市中央区大手前4丁目1-67

2 参加予定

大阪府内に所在する公共団体等約80団体

（現在、参加予定数に達するまで若干の余裕がありますので、参加を希望する公共団体等は、上記担当までお問い合わせください。）

3 内容

(1) 労働者派遣事業と業務委託・請負事業の区分について

(2) 「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（37号告示）に関する疑義応答集（第1集及び第2集）について